

鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>○鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則 平成7年5月10日教委規則第3号</p> <p>【略】 (開館時間)</p> <p>第3条 鎌倉市図書館（以下「図書館」という。）の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>(1) <u>木曜日及び金曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日</u>に当たる場合を除く。） 午前9時から午後7時まで</p> <p>(2) <u>前号に規定する日以外の日</u> 午前9時から午後5時まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>毎月最終月曜日（12月にあつては、28日）</u></p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p>	<p>○鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則 平成7年5月10日教委規則第3号</p> <p>【略】 (開館時間)</p> <p>第3条 鎌倉市図書館（以下「図書館」という。）の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>(1) <u>鎌倉市中央図書館</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間</p> <p>ア <u>木曜日及び金曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。次号アにおいて同じ。）</u> 午前9時30分から午後7時まで</p> <p>イ <u>ア以外の日</u> 午前9時30分から午後6時まで</p> <p>(2) <u>前号以外の図書館</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間</p> <p>ア <u>木曜日及び金曜日</u> 午前8時45分から午後7時まで</p> <p>イ <u>ア以外の日</u> 午前8時45分から午後5時15分まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>毎週月曜日（その日が休日に当たるときは、同日後に最初に到来する日で休日以外の日）</u></p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 <u>（前号に掲げる日を除く。）</u></p>

改正前	改正後
<p>(3) 特別整理期間 1年に20日以内で教育委員会が定める日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>【略】</p>	<p>(3) 特別整理期間 1年に20日以内で教育委員会が定める日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>【略】</p>